

内貨原料品による製品に係る確認申請書（T-1580）

「外貨原料品と同種の原料品」欄の「品名」、「品質、規格等」及び「数量」欄には、外貨原料品に振り替えて使用された内貨原料品（性質、形状、用途その他の特徴において、その外貨原料品と同種であつて同様の商品価値を有するもの。以下「振替原料品」という）の品名及び品質（例えば、成分の含有率、濃度等）、規格及び数量を記載する。この場合に、製品の製造工程において、他の物品が同時に製造される場合には、その保税作業に使用した振替原料品の数量を製造された各保税製品の価格によりあん分したその輸出製品に対応する振替原料品の数量を記載する。（原料数量の算出方法については、関税定率法基本通達19の2-3（製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量）の(1)に掲げる粗銅の数量の算出方法を参照）

また、石油製品については、その輸出石油製品の数量に下表に掲げるその製出製品に見合う係数を乗じて得た数量を記載する。

	揮発油		灯油	軽油	重油		
	粗製のもの	その他			A重油	B重油	C重油
係数	0.86	0.97	1.13	1.16	1.13	0.83	0.77

「その他の原料品」欄の「品名」及び「数量」欄には、輸出製品の製造に当たり、保税作業において振替原料品以外に他の原料品を使用している場合には、その主な原料品の品名及び数量を記載する。

「同時に製造されるその他の物品」欄の「品名」、「数量」及び「価格」欄には、振替原料品を使用して輸出貨物を製造する工程において、その製品とは別な他の物品が同時に製造される場合（例えば、原油から重油を製造する際に同時に揮発油、灯油及び軽油が製造される場合、粗銅から電気銅を製造する際に同時に脱銅スライムが製造される場合等）には、その他の物品の品名、数量及び価格を記載する。

なお、石油製品については、「価格」欄の記載は必要ない。

「計算の基礎」欄には、振替原料品を使用して製造された輸出製品又は他の物品の製造歩留率及び価格あん分方式によつた場合のその輸出製品に対応する振替原料品の数量の計算の基礎等税関の確認上必要と思われる事項を記載する。

「確認を受けた原料品の数量」欄には、確認書の「外貨原料品と同種の原料品」欄中、「数量」欄に記載された振替原料品の数量を記載する。したがつて、税関で是正された場合には、その是正された数量を記載する。

なお、フェロニッケルを使用してステンレス鋼を製造する場合で、振替原料フェロニッケルと同種の外貨原料フェロニッケルのニッケルの含有率が異なる場合（以下「ニッケルの場合」という）には、振替原料フェロニッケルの含有率をかつこ書で併記する。

「関税の免除を受けようとする輸入貨物数量」欄には、関税の免除を受けようとする振替原料品と同種の輸入外貨原料品の数量を記載する。

なお、ニッケルの場合においては、免税輸入する外貨原料フェロニッケルの数量は、次により算出したものとし、免税輸入する外貨原料フェロニッケルのニッケル含有率をかつこ書で併記する。

$$\text{確認を受けた振替原料品の数量} \times \frac{\text{振替原料品のニッケル含有率}}{\text{免税輸入する外貨原料品のニッケル含有率}}$$

「確認を受けた原料品の数量の残数量」欄には、「関税の免除を受けようとする輸入貨物の数量」欄に記載した数量が、「確認を受けた原料品の数量」欄に記載した数量の一部である場合には、その内取り数量を差し引いた残数量を記載する。

なお、ニッケルの場合においては、振替原料品及び免税輸入した外貨原料品をニッケル換算した場合の差引数量を振替原料品のニッケル含有率で除して得た数量を残数量として記載し、ニッケル含有率をかつこ書で併記する。